

## 暴風警報及び特別警報発令時の対応

※※ 生徒手帳 ※※ 非常変災等による学校休業措置などの対応を確認すること

- (1) 暴風警報発令が発令されている場合は登校を行わないものとする。大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれの特別警報についてもこれを適用する。
- (2) 暴風警報・特別警報発令の地域による対象は以下の通りとする（出席停止扱いとする）。
- ① 大阪府全体 . . . . . 全生徒
  - ② 東部大阪全体もしくは東大阪市 . . . . . 全生徒
  - （住んでいる地域が発令中の場合 . . . . . 該当生徒のみ）
- (3) 暴風警報及び特別警報が解除された場合の対応は原則として以下の通りとする。

- [1] 午前6時までに解除されたときは、平常授業とする。
- [2] 午前7時までに解除されたときは、第2限（9:40）から授業とする。
- [3] 午前8時までに解除されたときは、第3限（10:40）から授業とする。
- [4] 午前9時までに解除されたときは、第4限（11:40）から授業とする。
- [5] 午前10時までに解除されたときは、第5限（13:15）から授業とする。
- [6] 午前10時以降も発令中である場合は臨時休業とする。

※ [2][3][4][5]に該当する場合は、授業開始10分前を登校時間とし、SHRで出欠確認を行う。

※ 発令解除後は、周囲の状況に注意しながら登校すること。また通学距離や交通状況の都合により、登校時間に遅刻しそうな場合は必ず学校へ連絡すること。

※ 短縮授業等、時程が異なる場合もあるため、学校HPや緊急連絡メールなどを確認すること。